

2008年11月18日



The Britannia Steam Ship  
Insurance Association Limited

## クラス3 (P&I)メンバー各位 クラス6 (FD&D)メンバー各位

### 米国環境保護局(EPA)の「船舶一般許可」(VGP)要件 (US Environmental Protection Agency (EPA) Vessel General Permit (VGP) requirements)

2008年12月19日以降、米国の領海3マイル以内あるいは内陸水域において、通常の運航に付随して排出されるバラスト水を含み、かつそれに限定されぬ汚染物の排出を行う、長さ79フィート(24.08メートル)以上の商船は、すべて米国環境保護局(EPA)の最終「船舶一般許可」(VGP)要件に従うべきことになる。

本サーキュラーはVGPの背景を説明するためのものだ。さし当たり、2008年12月19日以降、米国に配船される予定のメンバー各位には、EPAのVGP案に見られる要件を満たした適合行動計画策定に着手されることを強くお勧め申し上げる。ただし同計画は、最終的にEPAがVGPを出した際に、それに応じて変更すべき必要があり得ることに留意いただきたい。

VGP案を含むVGP要件に関する一般情報は次のサイトでご覧いただける。  
[http://cfpub.epa.gov/npdes/home.cfm?program\\_id=350](http://cfpub.epa.gov/npdes/home.cfm?program_id=350)

#### 背景

1973年5月以来、EPA規則は「水質浄化法」(CWA)のもと、バラスト水を含む、「船舶の通常の運航に付随する」一定の排出物を「汚染物質排出規制」(NPDES)施行計画から除外していた。

2008年7月23日、米国第九巡回控訴裁判所は地方裁判所の判決を支持し、EPAはCWAのもとで一定の排出物をNPDES施行計画から除外するのは越権だとした。同法廷は、EPAは今後、CWAのNPDES施行計画で定められた要件のもと、船舶の通常の運航に付随する排出を規制すべき立場にあると判決したのだ。

#### VGP案

さし当たりEPAはVGP案を出したが、最終規則は2008年12月19日に施行される予定だ。

最終的なVGPが原案と大きく変わることはないと思われる。しかし最終的には、VGP要件は2008年12月初旬までにまとまりそうにない。明らかに問題は複雑だ。その間メンバー各位は、EPAのVGP案に見られる要件を満たした適合行動計画の策定に着手されるべきだ。

VGPのもとで対象となるべき排出物の種類別一覧が本サーキュラー添付書類(Annex)にある。

VGP案には、米国コースト・ガード(USCG)のバラスト水管理・交換強制基準(33 C.F.R. part 151)と、バラスト水を積む船舶のためのバラスト水追加要件が含まれている。さらには関係各船に対し、VGP案はまた、その他27種類の排出に関する要件を定めており、その中には甲板上の残留水の流出、ビルジ水や雑排水の排出などが含まれる。VGPは、場合により、汚水中の成分に見合う排出制限など、排出物の種類ごとにその場の状況に応じたやり方を定めている。これらの標準的な、あるいは一般的な要件に加え、VGPは、クルーズ船、調査船、石油タンカー、大型フェリーなど、8つの特別な種類の船舶に対する追加要件を概説している。VGP案はまた、矯正手段、検査、監視、記録管理および報告に対する要件も含む。

## 現在の手続き案

現在の手続き案(変更は予定されていないが)を次に詳述する。

CWAのもとでの義務を果たすため、EPAは全商船を対象にした「包括的」VGPを出すことになる。

ぼう大な数の船舶が関係することから、当初各船は、この「包括的」VGPにより、それが出された時から適用対象となる。VGPの実施日が2008年12月19日で変わらぬものとするれば、各船はその後それぞれが独自のVGPを申請するまで「包括的」VGPの適用対象となる。

従ってメンバー各位は、現時点でVGPを申請する必要はないが、(各船が米国領海に入る際は)包括的VGPの要件に従うべきことになり、その諸要件を満たさねばならない(VGP要件に関する一般情報は次のサイトを参照されたい。[http://cfpub.epa.gov/npdes/home.cfm?program\\_id=350](http://cfpub.epa.gov/npdes/home.cfm?program_id=350))。

やがてメンバー各位は、米国内に寄港する自らの(CWAに従うべき)各船につき、個別にVGPを取得すべきことになる。

(VGPのもとで排出の許可を与える)VGPを取得すべき300総トン以上の船舶、あるいは8立方メートル(2,113ガロン)を超えるバラスト水を保持または排出できる船舶は、許可申請のための「意思通知」(NOI)を提出する必要がある(注1)。メンバーは順次、「包括的」VGPの適用6ヵ月経過後、かつ9ヵ月以内(遅くとも最終期限2009年9月19日まで)にNOIを提出しなければならない。各船別のVGPによる許可の適用は、EPAが各船のNOIを受理した日に始まり、5年間有効となる。現在EPAはNOIの電子的提出を可能ならしめる電子NOI(eNOI)システムを構築中だ。同システムができれば、申請者はまず最初に登録を行い、その後必要な情報をEPAの中央データ交換所(<http://cdx.epa.gov/warning.asp>)に電子メールで提出することになる。許可を取得するための費用は無料だ。

メンバーは各船ごとに許可を取得する必要はない。本船運航者がVGPを必要とする全船についてNOIを提出すれば、それらの船舶すべてが対象となる。その一方で各船はその後VGPの要件を満たさねばならないことになる。

当初の適用範囲は全米におよび、許可一件で米国内陸水域と領海内のすべてをその対象とする。

商業用漁船は大きさにかかわらずすべて対象外とされ、また3マイルの領海を越えた海域を通航の目的で運航中の各船はCWA上の許可を必要としない。長さ79フィートに達しない船舶に対しては二年の猶予期間があるが、これら船舶もまた猶予期間経過後の2010年には法令適合に向け計画を策定する必要がある。

VGPが出されれば、EPAは許可違反の有無を判断すべき機関となるが、今のところEPAとUSCGがどのように検査・取り締まり業務を調整してゆくのかははっきりしない。

## 罰金

CWAはNPDESの中で、VGP未取得のままの汚染物質排出禁止規則違反、および制限値を超えた排出に対し、民事上の制裁金や刑法上の罰金をEPAが命じるべきことを定め、さらには違反者に対する民間人の訴訟を認めている。許可違反あるいは米国領海内での無許可の排出に対するCWA上の罰金は一日一違反当たり最高27,500ドルだ。加えて行政上の罰金(注2)、および過失や故意による違反行為に対する刑法上の罰金がある。

今後の更新情報は、EPAがVGP最終規則を出した後にお伝え申し上げる。

以上

(翻訳)

ブリタニヤP&Iクラブ 日本支店

同様のサーキュラーがP&I国際グループ加盟の他クラブからも発行される。  
**本サーキュラーは専用バインダー Section 4. Pollutionにお綴じ下さい。**

---

(注1) 300総トン未満で、8立方メートルを超えるバラスト水を保持または排出せぬ各船は「NOI」を提出する必要はない。当該船舶は包括的VGPのもとで自動的に許可の対象となり、「同許可に定められた条件に従って」排出が認められる。

(注2) クラス I の罰金は一違反当たり最高10,000ドル(ただし合計25,000ドルを超えない)。クラス II の罰金は一日一違反当たり最高10,000ドル(ただし合計125,000ドルを超えない)。

## VGPの適用対象となる排出物の種類

甲板洗浄水  
ビルジ水・油水分離器からの排出物  
バラスト水  
船体防汚塗装の防汚溶脱液や船体塗装溶脱液  
水性膜泡消火薬剤(AFFF)  
ボイラーやエコノマイザーからの排出物  
カソード式防食の剥落物  
チェーン・ロッカーからの排出物  
可変ピッチ・プロペラの作動油  
蒸留および逆浸透により処理した海水  
昇降機ピットからの排出物  
水消火装置からの排出物  
(主機冷却に使用された)飲料水  
ガス・タービン洗浄水  
雑排水

ただしCWA312節の意味する範囲内で、五大湖で運航される商船からの「雑排水」は、NPDESの許可取得要件から除外され(CWA502節(6)(A)参照)、従ってこの許可の範囲内には含まれない。

電動機用ガソリンとガソリンタンクに入れ出しする海水  
油を含まぬ機械の汚水  
冷凍冷却および結露による排水  
ラダー軸受潤滑油の排出  
冷却海水の船外排出(主機に直接触れない機関冷却水、すなわち油圧装置冷却水、冷凍冷却水)  
海水管生物汚損防止剤  
小型ボート用機関の湿式排気  
ソナー・ドームの排出物  
船尾管からの油を含む排出物  
本船管理のための水中作業による排出物  
ウエル甲板からの排出物  
汚水と混じった本船雑排水  
排気ガス洗浄器の洗浄排水

上記一覧表は2008年11月現在のもの